

じっきょう 家庭科資料

(通巻 44号)

みんなで家庭科を

No. 29

巻頭

住居学習を通して考える
行政と市民の
パートナーシップ

| | |
|--|----|
| もくじ / 住居学習を通して考える行政と市民のパートナーシップ | 1 |
| 代謝と栄養, そして効果的な運動について…………… | 5 |
| 「家庭科教育」への取り組みについて…………… | 11 |
| 実践的・体験的な学習を重視し, 企業との連携を図った「衣食住」の授業の実践例…………… | 15 |

住居学習を通して考える 行政と市民のパートナーシップ

大阪教育大学教育学部教授 田中 恒子

はじめに

高度に組織化された今日の生活においては、いかに家庭内の問題であっても社会の仕組みとの関連抜きには判断できません。高等学校家庭科の学習内容で、社会の仕組みとの関連抜きに学習できる分野はないでしょう。私たち一人ひとり、家族の一員であり、消費者であり、生活創造者であり、市民であります。生活を創る立場を貫こうとすれば、市民として社会のあり方に意見を言うことは避けては通れません。

住生活に関わって言えば、住宅を購入するにしろ、注文建築するにしろ、賃貸するにしろ、その住居はまちの中に建っています。どのようなまちに住みたいのかを考えずに、住みたい住居のことを判断でき

ません。どのようなまちを創り上げていくのかについて、まちの主人公である市民には意見を言う責任と権利があります。そのためには、住みつづけたいまちを創るために、市民と行政のよりよいパートナーシップを築き上げる必要があります。

高等学校家庭科では、確立した知識を教え込むというよりも、生活を創り上げていくために必要な情報(科学の成果である知識を含む)を収集し組み立てるという学習スタイルをとっていることが多いのではないのでしょうか。自分は何のために(目的)どうしたいか(目標)、そのためにどう努力するか(自助)、同じ要求を持つ人が助け合える組織をどのように作るか(互助)、行政によるサポート体制はどうあればよいか(公助)、住生活の主人公を育てる住居学習においても、このような意思決定と情報

収集とが必要になります。

1 市民がまちづくりに関わる行政スタイル

……志木市の場合

いまや、全国でまちづくりは市民参加が常識になりつつあります。以前は、市民の意見を聞くことと利害対立が表面化して事業が進まないから、行政の決断で進めるということが多くありました。今でこそ行政もまちづくりという用語を使いますが、ほぼ同じ内容を行政用語では都市計画と言ってきましたし、いまも「都市計画法」というように正規の用語です。まちづくりは、市民がまちづくりに関わっていたいという意思を込めて、市民（住民）サイドで使われ始めた言葉です。

行政主導の都市計画が進められる場合は、住民サイドは行政による一方的な計画と施工に反対運動を進めるという形で意思表示していました。その結果、計画から完成までに時間がかかったり、計画が途中で打ち切られるというようなことが起こりました。何回もの経験の後、関係する住民や公益的立場からの意見を聞いて計画を立てることが、事業の成功につながるということを行政が理解するようになってきました。

ここに最も先進的なひとつの例を出します。

埼玉県志木市では、「公共事業市民選択権保有条例」を2002年7月1日から施行しました。市長が事業を立案・公表すると、民意審査会が設置され、市民の意見が聴取され、民意を踏まえて市長が意思決定し、市長による予算提案が議会の議決を経て施行

に移されます。一昔前の行政なら、執行権は市長にあるのだということで、このような煩わしい手続きは採らなかったでしょう。それをわざわざするのは、行政の側から見て大きなメリットがあるからです。

限られた予算のなかで、どの事業を実施してゆくのか。市民が決定権を持つことで、自分達のまちの主人公になってゆけるということです。一つひとつの事業に市民の多様な声が集まりますから、市民一人ひとりも自分とは違う意見を聞くことができ、お互いに成長してゆくことができます。長い目で見れば、意思決定能力の高い成熟した市民を育てることができます。

2 市民がまちづくりに関わる行政スタイル

……八尾市の場合

次は、私が関わった大阪府八尾市の事例です。大阪府八尾市は、地方自治法に位置づけられた行政運営のための総合的な計画として、「八尾市総合計画やお未来・元気プラン21」を策定しています。その下に、「住宅マスタープラン」も策定しています。ちなみに、総合計画は地方自治法で策定が義務づけられていますが、住宅マスタープランは自治体が独自に策定しているものです。

八尾市の総合計画は、住民参画を打ち出しており、住宅マスタープランも同じ考えに立っています。八尾市の住宅マスタープランは、以下のような4つの重点施策を掲げています。

①住情報・住教育の推進（市民活動組織との連携、学校教育における住教育の充実、住まい・まちづく

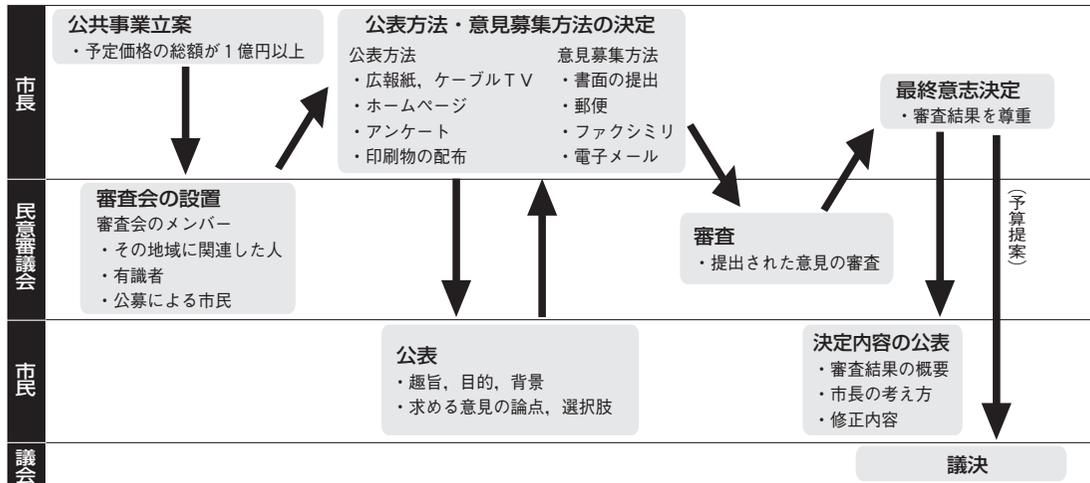


図1 志木市が制定した「公共事業市民選択権保有条例」のフローチャート（日経アーキテクチャ2002.7.22号 p.36から転載）

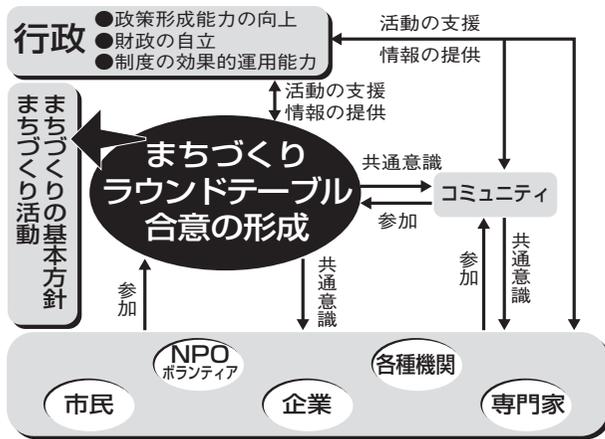


図2 八尾市まちづくラウンドテーブルのしくみ (やお未来・元気プラン21 (八尾市総合計画パンフレット) より)

りに関する市民意識の高揚、専門家のネットワークによる住まいとまちづくりへの支援) ②市営住宅の機能更新 ③小規模戸建住宅の適切な誘導 ④老朽木造賃貸住宅の建替等の促進。

このなかで、②の施策を進めるための方策として、「まちづくりラウンドテーブル」という市民との協働によるまちづくりの方策を提案し、市内各地で実際の取り組みをしています。該当する地域毎に、市民によるまちづくり協議会や団地建替検討委員会と行政とが協議・意見交換するためのまちづくりラウンドテーブルという組織が作られます。

このような手続きを採るのは、住宅マスタープランの趣旨が、①住宅とまちづくりの連携 ②日常生活基盤に根ざした住まいづくり ③市民等とのパートナーシップによる住まい・まちづくりということにあるからです。

3 まちづくりの中で成長する市民

まちづくりや住宅建設の活動で市民とパートナーシップを組むことは、行政にとってメリットがあるということは全国的に理解されてきています。市民はまちづくり活動に参加したからといって、金銭的給付は何もありません。ボランティアとして参加している場合がほとんどです。時間を使い、知恵を出し、地域の各戸を回って話し、時には誹られ、それでもまちづくり運動をするのはなぜなのでしょう。

民主的な地方自治の発展をめざす社団法人「自治体問題研究所」は創立30周年を記念して、懸賞論文を募集しました。入選と佳作の5本の論文のまと

めを、私が「学び合い、育ち合い、分かち合いの地域運動」(『新・住民自治への模索』自治体研究社1994)と題して書きました。最初は、対立的だったり、半信半疑で見ていたりした行政サイドが、市民の善意と熱意で変わってくる様子がよく分かりました。私はこれらの論文の共通点を、以下のように整理しています。

- ①地域の人々と本音でつながっている
- ②自分をさらけ出している。
- ③その結果、運動が楽しいものになっている。
- ④事実をありのまま記録しようとしている。
- ⑤長い目で見えた人間の文化的発達、自己実現をめざしている。

自分の住むまちだから、そこを良くするために活動するのは当然と言えば当然なのですが、誰でもが参加するかとさえもありません。生涯学習の時代に、実践的で体験的な学習のできるまたとないチャンスだと、私は考えるのです。そのうえ、地域の生活の質の向上に貢献できるのです。

4 大学生が考えたまちづくりの授業

阪神・淡路大震災は私の人生のなかでも大事件でした。住教育を研究テーマにしている私は、何かをしなければ…と悩んでいました。そこに、建設省近畿地方建設局震災復興対策本部(当時)から、「この貴重な経験を教育に生かせないか」という連絡が入りました。何かをしたかった私は、喜んでこの話を引き受けました。2年かかってできたのが、『阪神・淡路大震災から学ぶ 中学生のための防災まちづくり読本 防災から考えよう—みんなの力でまちづくり』という本です。

全国の中学校で使っていただくというのが目的ですが、私も家庭科教育法の授業の中でも使ってみました。この本を使って、中学生のための授業を作ってみようというものです。

「さすがに今の学生たちだなあ」と感心したのは、インターネットで情報収集していることです。特定の地域の都市計画を選んで、なぜそのような計画が立てられているのかを調べる授業、防災活動のあり方を求めて、地図上で特定した地域なら、どこにど

のように避難するかを考えさせる授業。地域の危険地図作りを組み込んだ授業、等々。

防災という切り口から、道路計画、各種の施設計画、ライフライン計画、防災計画等が見えてきます。住宅地や工場・商業など地域区分をしている理由も分かってきます。市民と行政のパートナーシップが、復興計画のなかで欠かせないものであるということも見えてきます。

この授業の後、学生の中から「まちづくりで卒論を書こうかなと思うほどおもしろかった」という声があり、学生の視野のひろがりを実感できました。

おわりに

家庭科の学習のなかでは、住生活は住宅内部の生活と考えられがちです。まちと住宅はひと続きです。先生方がお勤めの高等学校所在地の自治体の都市計画を調べたり、都市計画課の人を授業に招いたりしてみてもどうでしょうか。まちづくりの悩みと希望を語ってくれることと思います。高校生たちをまちの主人公に育てたいと思います。



目 次

- 中学生のみなさんへ … 1
- 防災から考えよう—みんなの力でまちづくり— … 2
- 1. 阪神・淡路大震災について知ろう …5
 - (1) まちの被害について聞く …5
 - (2) 災害に強いまちづくりが大切 …13
- 2. 災害に強いまちとは、どんなまちか …15
 - (1) 阪神・淡路大震災から学ぼう …15
 - (2) 災害に強いまちの条件を考えよう …26
- 3. まちづくりのしくみと参加の方法を学ぼう …36
 - (1) まちづくりとは何だろう …36
 - (2) まちづくりの内容の決め方を学ぼう …40
 - (3) 身近なまちづくりに参加しよう …42
 - (4) 実際に整備するしくみを学ぼう …46
 - (5) 広域的な公共施設にも関心を持とう …48
 - ・みどりつよし復興のまちを見てまわる …50
 - (6) まちづくりに参加できるようになろう …55
- 4. さあみんなで考えよう 災害に強いまちづくり …56
 - (1) どんなまちが素敵か思い描こう …56
 - (2) 災害に強いまちづくりにつなげよう …58
 - ・自由研究をまとめる …60
 - ・つよし東京へ帰る …61
- 先生方へ …62
- 望まれる防災まちづくり教育の展開 …63

「中学生のための防災まちづくり読本」

1999年 建設省 近畿地方建設局 震災復興対策本部発行